

様式第4号(第2条関係)

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、十和田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

十和田市選挙管理委員会委員長 様

令和4年12月18日執行 十和田市議会議員一般選挙

候補者

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購 入 金 額	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃 料 代 計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から十和田市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 6 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第5号（第2条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、十和田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

十和田市選挙管理委員会委員長 様

令和4年12月18日執行 十和田市議会議員一般選挙

候補者

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から十和田市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第6号(第2条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、十和田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

十和田市選挙管理委員会委員長 様

令和4年12月18日執行 十和田市議会議員一般選挙

候補者

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から十和田市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。